

[最優秀賞]

過酷な取調べから依頼者を守る

森 直也 大阪弁護士会・53期

はじめに

今日の日本の刑事司法においても、無罪の推定が働いているはずの被疑者に対する捜査機関による過酷な取調べの状況は一向に改善されていない。身体拘束状況を利用した、密室での取調べにおいて、利益誘導や恫喝、場合によっては暴行を手段とした捜査機関による自白強要が今日も行われている。これに対し、弁護人としては、被疑者・被告人の権利を守るため、準抗告・抗告をはじめとして、そのなしうることをすべて、とことんやり尽くさなければならない。それこそが捜査弁護において弁護人に課せられた使命である。そして、これら準抗告等の法的手段により、被疑者の身体拘束状態が改善され(たとえば代用監獄から拘留所への移監や、接見禁止の解除)、場合によっては解放されたときの嬉しさこそが、捜査弁護の醍醐味といえる。

と、偉そうなことを書いてはみたものの、実際は、まだまだ新人のわが身の悲しさ。時に選択に迷ったり、方法がわからなかったりして、状況に迅速に対応できないことも多々ある。悩んだり、苦しんだり、ミスして青くなったり、捜査機関のやり方に怒って赤くなったり。そんな日々の繰り返しである。

以下に報告するのは、そんな悩みの日々のなか、なんとか(結果的には)被疑者の権利を守りえたものである。もちろん、これ以外にうまくいかなかった例もたくさんあることを、先行自白しておく。また、当該事例がうまくいった裏には、大阪の多数の刑事弁護の先輩の、適切なアドバイスがあったことも付け加えておく。

痴漢えん罪事件

1 事件の経緯は以下のとおりである。

2003年5月22日(木) 逮捕、身上経歴調書作成
 23日(金) 勾留決定
 26日(月) 弁護士初接見
 28日(水) 刑事調べ、調書作成
 当職初接見
 29日(木) 検事調べ(否認調書作成)
 弁護人検事面談
 30日(金) 勾留期間延長
 6月2日(月) 勾留延長準抗告申立
 裁判所面談
 3日(火) 勾留延長決定
 却下→身体拘束解放
 否認調書作成
 8月11日(月) 不起訴処分(嫌疑不十分)

2 本件は、近時全国で問題となっている「痴漢えん罪事件」の一事例である。被疑者は、通勤電車の中で女性から痴漢扱いされ、終点の駅を下車した後、ホームで同女と言い争いとなった。月に1度の重要な会議のため、その日東京に出張に行かなければならなかった被疑者は、自ら率先して駅長室に行き、そこで事情を説明して疑いを晴らそうとしたが、意に反してそのまま逮捕、勾留された。

本件では、逮捕後4日目に他の弁護人が接見に赴いていたが、私が依頼を受けて接見に赴いたのはすでに逮捕から6日が過ぎたときだった。被疑者に会い、事情をじっくり聞いて、私は「この人は無実だ」という確信を得た。その理由は、①被疑者はその日、月に1度の重要な会議のため東京に赴く直前の出来事であったこと、②事件後自ら駅長室に率先して向かっていること、そしてなにより、③本人が泰然自若としていて、「自分は何もしていないのだから、必ず疑いは晴れる」と確信していたことであった。もちろん、被疑者の手の動きの記憶や、そのとき鞆を持ってい

た状況等から、被疑者が女性を触っていないことは明らかだった。

しかし反面、このまま否認を続ければ、身体拘束が長期化し、被疑者と家族の生活が脅かされるのは目に見えていた。無罪獲得に向けて闘うとしても、まずはなんとしても被疑者の身体拘束を解かなければならない。2回目の接見の後、調べを終えたばかりの検事に面談するが、検事は勾留延長請求を行う気であり、また、当然立件する、犯人は被疑者に間違いない、というスタンスである。

本件では、10日間の勾留満期までの間、警察の調べはほとんど行われていなかった。私が受任したのは被疑者勾留6日目であり、この時点で勾留自体に準抗告を申し立てることも可能であった。しかし、ここでもし準抗告を棄却されると、捜査側がその後慎重となり、形だけの取調べを行ったり、極端な否認調書が作成され、結局その後勾留延長に対して準抗告を申し立てても、これも棄却される危険性がある。熟考し、また、先輩方からアドバイスを得て、結局私は、勾留延長に対する準抗告申立てに賭けることとした。

予期どおり5月30日、捜査側から勾留延長請求がなされ、これが裁判所により認められた。その後、週が明けた6月2日、準抗告を申し立てた。申立書では、とくにこの10日間、捜査機関が取調べをほとんど行っておらず、身体拘束により安易な自白強要を図ろうとしていることが明白である点を強調し、また、近時の痴漢えん罪事件の多数が、かような身体拘束により自白を余儀なくされた結果発生している点を指摘した。

夕方、係属部裁判官に対して面談を申し入れ、面談に赴いた。「ここが勝負!」と意気込んで裁判官室に向かったが、意外にも係属部である大阪地方裁判所第3刑事部小川裁判長は、準抗告を認める様子であった。延長決定後、土日を含んだが、その間も捜査機関がなんら取調べを行っていないことが一要因となっているようだった。ただ、一晩は考えるということで、その日は結果は出なかった。

翌3日、朝にその決定は出た。まわりの先輩方の予想は、勾留延長自体は認めるが、何日か削られるであろうというものであった。そこで、私としては、その何日かで被疑者が追い込まれ、または否認のまま

で起訴されるかもしれないということを危惧していた。ところが、その日出た決定は、「原裁判を取り消す。本件勾留延長請求を却下する」というものであった。すなわち、今日この決定により、即座に身体拘束が解かれなければならない、というものである。私はすぐさま検事に連絡をとり、緊急に釈放指揮をするように申し入れた。検事は最初の電話では少し抵抗を示したが、根拠のない身体拘束がこれ以上1秒でも続けば、国賠を起すとして強く申し入れた。その数分後、検察事務官から連絡があり、釈放指揮を行った旨が伝えられた。

これでようやく被疑者の身体拘束が解かれる、安堵感でほっと一息ついていたところ、代用監獄から出てきたばかりの被疑者から、今日これから検事のところへ出頭するよう要請があったと聞かされた。どこまでひどい奴やねん!!と正直むかついたが、今後、被疑者が仕事に復帰しているのに何度も呼び出されることのほうが問題が多いこと、また、今なら被疑者の記憶も明確であり、筋の通った弁解ができること等から、同行のうえ、取調べに協力することとした。

被疑者が取調室に入る前に、検事と話をした。「取調べに立ち会わせろ。でなければ、調べには応じない」。もちろん、検事はそんなことは認めない。時間はすでに午後7時頃。外は暗くなりかけていた。数分の押し問答の後、フツと間が空き、その瞬間、検事が呟いた。「僕も疲れているんですよ」。こっちも思わず答えた。「俺かて疲れてるわ!」。お互い目は笑わずに口だけ歪めて苦笑した。

結局、こちらの要請はひとまず断念し、被疑者のみの取調べに応じた。私は、検事室に被疑者を連れてきて、わざと検事の前で被疑者に「僕はドアの前に立っていますから、何か困ったことがあったり、自白を強要されたら、すぐそのドアから出てきてください。この取調べは任意ですから、いつでも退席していいんですからね」と伝えた。そうして、取調べが始まった。

さて、長くなるぞ、と待ち始めて10分もしないうちに、被疑者は出てきた。自白でも強要されたかと思ったが、さにあらず、被疑者の言い分だけをまとめた調書を1枚作成して終わったとのこと。再びホッと息をついた。そうして被疑者は、長い間待っていた家族と共に、久しぶりのわが家へと帰っていった。私の長い1日も終わった。

3 その後、もう1度検事は調べを行ったりした。そのときもすったもんだあったが、そこまで書いていても何頁あっても足りない。

そして、逮捕から3カ月が過ぎようとした8月11日、被疑者は「嫌疑不十分」として不起訴処分となった。晴れて名誉を回復した被疑者は現在、会社において従前どおりの責任ある仕事を任せられ、また最後まで父親の無実を信じた家族と共に、平穏な生活を送っている。

もし、あのとき準抗告が通っていなかったら、どうなっていただろう。裁判で必ず被疑者の無罪は証明できたと思うが。しかし、今、このときも、彼の身体拘束は解かれていなかったのではないだろうか。そう考えると、心底恐ろしい。そして、長期の身体拘束による弊害について、あらためて怒りを禁じえない。

警察官による暴行

1 上記痴漢えん罪事件の被疑者が勾留決定を受けた頃、そのことをまだ知らなかった私は、別件の捜査弁護に取り組んでいた。これは、自ら出頭したにもかかわらず、被疑者が警察官らからひどい暴行を受けたため、抗議および勾留場所変更の準抗告を申し立てた事例である。

2 本件については、被疑者が出頭する前に依頼を受け、警察署に私自身が連絡を入れたうえで、2003年5月19日出頭させた。組関係者であり、共犯者も多数いたことから、捜査官による暴行は危惧されたが、弁護人が出頭を連絡した以上、そう簡単に手は出さなだろうと思っていた。しかし、それは甘かった。被疑者は、警察署に出頭するや否や、氏名不詳の4、5人の警察官に取り囲まれ、殴る、蹴るの暴行を受けたのである。

前記のとおり油断していた私は、被疑者が出頭した翌日の20日夜、接見に赴いた。そのとき接見室に現れた被疑者の顔を、私は忘れることができない。ふらふらで顔に血の気がなく、また、腹部には大きな内出血の痕がまざまざと残っていた。しまった、と思った。自分が油断したばかりに、被疑者をこんな目に遭わせてしまった。逮捕当日に接見しなかった自分

の甘さが痛烈に悔やまれた。私は被疑者に、明日朝一番で病院に連れていってもらうように指示し、また、腹部内出血痕を携帯電話の写真機でとりあえず撮影した。それでも、この時点では、被疑者は私が捜査機関に抗議等を行うことを嫌がっており、私としてもそれに従うしかなかった。

翌21日早朝、被疑者は病院に行って見てもらったが、医師に腹部の内出血の理由は説明できなかった。その後午後の取調べで再び取調官から暴行があったことから、私は、それでも抗議をすることを躊躇する被疑者を説き伏せ、翌22日に一斉に抗議活動を開始した。まず、昼過ぎの接見でカメラを持っていき、被疑者の傷害部位を撮影、すぐさまそれを現像。その現像を待っている間に担当捜査官に口頭で苦情申入れ。その後、抗議文を作成して、検事と面談。その場で傷害部位の写真を検事に示すと共に、抗議文提出。また、警察署長宛にも内容証明郵便で抗議文送付。そして、翌23日には、勾留場所変更の準抗告申立て。受訴裁判所に面談を申し入れ、その際、(事実上)接見で撮影した写真を担当裁判官に示して、暴行の存在を主張した。

結局、夜10時くらいになって、原審判断を取り消し、被疑者の勾留場所を大阪拘置所と指定する、との決定が下された旨の電話が、担当部の書記官から入った。被疑者はその日のうちに大阪拘置所に無事移監された。そして、その後取調官による暴行はおさまった。

3 本件のように、捜査機関が確信犯的に被疑者に暴行を行う事例では、中途半端な抗議をすると、必ず被疑者が報復される。そこで、本件でも、いったん抗議活動を開始したら、とことんまでやらなければならないと考えていた。結局、2日間で被疑者の移監までこぎつけることができたため、ことなきを得た。しかし、その2日間は、とにかく走りづめだった(警察署→写真屋→警察署→事務所→検察庁→事務所→郵便局、という具合)。

事件後、諸先輩方から、こういう場合、裁判所に証拠保全を申し立てることがより簡便で、しかも早急に対応できると教えられた。そういう意味では、時間がかかり過ぎたことを今は反省している。

外国人捜査弁護

1 今年捜査弁護で関わった事件のなかで、もう一つ心に残る事件がある。中国人残留孤児の3世が、帰国後慣れない日本での生活の中で、暴行事件に関わってしまった。一緒にいた仲間の中国人が、酒に酔ったうえで喧嘩となった被害者に暴行を加え、怪我をさせ、あろうことかお金まで盗ってしまったのである。被疑者はその場に同席していたが、日本語がわからないため、具体的に何が起こっているかはつきりと認識していなかった。また、お金を盗るところも具体的には見ていない。しかし、暴行は自らも行っている。そんな事案である。

私は、2003年1月に当該事件を受任したのだが、とにかく日本語がほとんどわからない被疑者相手に、通訳人と共に毎日接見に行き、コミュニケーションを図ろうと努力した。それと同時に、被疑者が取調べに立ち会う通訳人の言葉がよくわからないと申し述べていることから、再三にわたって捜査機関に対し、通訳人の変更と、少なくとも調書の読み聞かせ段階のみでも録音することを、口頭および内容証明郵便等を発送して求めた。その他、被害者と示談を成立させ、なんとか強盗致傷での起訴を免れるよう、検事と交渉した。

当該被疑者は、自分より少し前に日本に来た同じ残留孤児3世の女性と結婚し、すでに1歳の子どもがおり、また妻はもう1人の子を宿していた。決して余裕があるとはいえない生活の中で、2人して働きながら、必死で生活していた。妻は、夫が逮捕されてからも、乳飲み子とおなかの子を抱え、毎日差入れ等のために警察に赴いていた。彼女も必死だった。「夫はどうなりますか?」。何度も何度も私に聞いた。

なんとか妻にだけでも会えるように、接見禁止決定一部解除の申立てを行ったが、職権発動はなされなかった。

そんななか、毎日接見を繰り返し、彼を励ましながら、検事との交渉を続け、満期日を迎えた。検事に連絡を入れたところ、その判断は、「暴行罪で略式起訴、罰金」というものだった。

罰金を支払い、被疑者は身体拘束を解かれ、妻と

涙の再会を果たした。

2 この事件については、事件自体の思い出もさることながら、受任して初めて警察署に向かった夜のことが強く思い出される。当時、私は前年の末に終わった2つの刑事事件に疲れ果て、「もうしばらくは刑事事件は受けたくないな」と思っていた。厳しい示談等で、精神的に参っていたのである。ところが、年が明け、1月末にこの事件の依頼を受けた。正直断りたかったが、断れなかった。そして、1月30日、夜9時近くに最初の接見に向かった。

警察署近くの駅に着いても、足取りは重かった。日本語がほとんどわからない被疑者、事案は強盗致傷、いいことがまったく想像できなかった。しかし、警察署の灯りが見えたそのとき、なぜかスイッチが入るように、身体に力が湧いてきたのである。あそこには、自分のほかに頼る者のない人が、自分を今必要としている人が待っている。彼を守ってやれるのは自分だけだ。疲れていた身体が一瞬シャンとなり、重かった足取りは、大腿で力強いそれに変わった。自分でも、まったく不思議なほどの変わりようだった。

そういえば、刑事弁護人だった今は亡き父も、晩年病気がちで、歩くこともおぼつかないほどの状況のときでも、警察署や裁判所に向かうときだけは、驚くほど確かな足取りで歩いていた。その魂が、私の中にも生きているのかもしれないな、と感じた。そうして、父を身近に感じながら、私は警察署へと歩を進めた。自分を必要としている被疑者と接見するために。

最後に

以上、3年目の駆け出し刑事弁護人の、未熟な捜査弁護の報告をさせていただいた。事件の過程で、多少なりとも成果を挙げられたのは、大阪の後輩思いの刑事弁護人の諸先輩方の適宜のアドバイスのお陰である。あえて名前は挙げないが、この場を借りて感謝の気持ちを表しつつ、筆を置きたいと思う。

(もり・なおや)